

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		中東地域外交		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑤
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	186,514	164,146	155,935	123,630	140,477	
	補正予算（千円）	0	0	0	0		
	繰越し等（千円）	0	0	0			
	計（千円）	186,514	164,146	155,935			
執行額（千円）		154,279	115,592	94,374			
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	中東地域安定化に向けた働きかけとして、中東和平の実現・イラク及びアフガニスタンの復興への貢献及びイラン核問題への対処。また、中東諸国との関係強化として、対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、（GCC（湾岸協力理事会））との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築することを目標とする。目標の達成度合いの測定方法は右目標を実行するために必要な各事業を、政策の必要性・効率性及び有効性等を考慮して総合的に行う。						
政策評価結果を受けて改善すべき点	「政策の必要性」において施策継続の必要性が認められ、かつ「施策の効率性」においても限られた資源の中とられた手段は適切かつ効率的であったと評価されていることから、平成24年度も必要な見直し・改善を行いつつ引き続き効率化に努める。						
政策評価結果の予算概算要求等への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価結果等を踏まえ、さらなる効率的・効果的实施の観点から政治的な中東和平推進関連経費のうち中東和平関係国との閣僚級協議の予算要求はせず、要求額の減額を行った。また、「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等開催経費においても、招へい事業に変え現地において閣僚級会合を開催することとし要求額の減額を行った。 政策評価結果等を踏まえ、アフガン復興支援をより重点的に要求するためイラク復興支援会合を平成23年度においては予算要求しないこととした。 						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	中東地域外交					番号	⑤			政策評価結果の反映による見直し額合計
	予 算 科 目							予算額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	A	1	一般	外務本省	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費	115,963	135,485	△ 12,826	
	A	2	一般	外務本省共通費	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費	7,667	4,992	△ 2,380	
	A	3								
	A	4								
	小計						123,630	140,477	△ 15,206	
対応表において◆となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	C	1								
	C	2								
	C	3								
	C	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	D	1								
	D	2								
	D	3								
	D	4								
	小計									
合計						123,630	140,477	△ 15,206		

政策評価調査(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	管理番号	中東地域外交			影響	⑤	(年四)		
		予算額						政策評価結果の反映による見直し額(増減額)	政策評価結果の概要要求への反映内容
		22年度 当初 予算額	24年度 概算要求額	増減					
政治的な中東和平推進関連経費	A-1	10,370	10,972	600	△ 2,720	政策評価結果等を踏まえ、さらなる効果的・効果的実施の観点から中東和平推進のための関係機関の予算要求を減らす。要求額の減額を行った。			
「平和と繁栄の同盟」構想実現委員会等関係経費	A-1	11,870	9,922	△ 2,010	△ 640	政策評価結果等を踏まえ、さらなる効果的・効果的実施の観点から関係機関に要求額において関係機関を削減することとし、要求額の減額を行った。			
イラク復興支援委員会	A-1.2	3,550		△ 3,550	△ 2,550	政策評価結果等を踏まえ、アブガニムン復興支援関連委員会をより実効的に運営するため、要求を行わないこととした。			
イラク復興支援関連委員会出席経費	A-1	8,341	6,455	△ 1,886	△ 1,886	政策評価結果等を踏まえ、さらなる効果的・効果的実施の観点から出席費等の見直しを行い、要求額の減額を行った。			
日中・韓米との経済連携関連経費	A-1.2	22,425	18,641	△ 3,784	△ 2,784	政策評価結果等を踏まえ、さらなる効果的・効果的実施の観点から事業の見直しを行い要求額の減額を行った。			
対米経済関係強化に関連する経費	A-1	2,235	1,282	△ 942	△ 962	政策評価結果等を踏まえ、さらなる効果的・効果的実施の観点から事業の見直しを行い要求額の減額を行った。			
露米外交官の交流に関連する経費	A-1	736		△ 736	△ 736	政策評価結果等を踏まえ、さらなる効果的・効果的実施の観点から事業の見直しを行い、要求を行わないこととした。			
合計					△ 15,200				

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 23 年 9 月

担当部局名：外務省中東アフリカ局

<p>施策名</p>	<p>中東地域外交 (政策評価書 169 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 I 地域別外交 I-5 中東地域外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ I-5-2 中東諸国との関係の強化</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>施策 I-5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ I-5-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ I-5-2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆</p> <p>(施策の必要性)</p> <p><u>1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について</u></p> <p>テロの脅威をはじめ、中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の 9 割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は経済的に重要な課題である。加えて中東地域では、平成 22 (2010) 年末から、大規模反政府デモが各国で発生し、チュニジア及びエジプトでは長期政権崩壊に発展した他、リビア、シリア、イエメンでは人道危機を生んでいる。このような中東地域の政情の安定化、中東和平問題、イラク及びアフガニスタンの安定と復興、イランの核問題は、中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいうべき問題であり、我が国としても外交活動を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。</p> <p><u>2 「中東諸国との関係の強化」について</u></p> <p>我が国と中東諸国は、欧米諸国と中東地域のように歴史的な負の遺産が存在せず、概ね伝統的に良好な関係を保ってきた一方、地理的な事情もあり、相互理解の面でより一層の発展が望める余地がある。また、我が国が積極的に関与せんとする中東和平問題やアフガニスタン復興等において積極的な関与をするに際しては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした背景の下、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。</p> <p>エネルギーの確保は我が国にとって死活的に重要な課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはない。また、震災以降、エネルギーの安定供給の観点から同地域の重要性は一層高まっており、同地域との関係は中長期的視点で考える必要がある。また、先の第 2 回日本・アラブ経済フォーラムで示されたとおり、我が国の産業育成・教育・科学技術等の面での協力に対する中東諸国の期待は高く、我が国の進める経済外交の観点からも、中東諸国との重層的な関係強化が必要である。</p> <p>(施策の有効性)</p> <p><u>1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について</u></p> <p>(1) 我が国は、中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、中東和平の実現に向け、①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②自立したパ</p>	

レスチナ国家を建設するための実施、③信頼醸成の三つの措置を組み合わせた取組を行うことが有効である。

(2) イラクの治安状況は改善しているが、政治プロセス及び復興の進展は国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で引き続き効果の高い支援を行ってきている。

(3) アフガニスタンにおいては、治安、開発、ガバナンス等の課題が山積しており、それぞれの分野において、アフガン政府及び軍事・民生支援を実施している国際社会と連携し、アフガン政府の能力強化を図っていくことが有効である。

(4) イランの核問題については、様々な分野における重層的な対話の継続を通じてイランに対し、安保理決議の遵守、IAEAとの協力、信頼醸成に向けた措置を促すことが有効である。

(5) チュニジア及びエジプトでの民主的な体制への移行については、国際的支援体制が整えられつつあり、また、リビアを始めとする各国の騒乱についても、国際的に緊密な連携を図る枠組みが形成されている。

2 「中東諸国との関係の強化」について

(1) 様々な分野、また、様々な層における派遣・招へい事業やセミナー・フォーラムの開催は、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させ、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。

(2) 要人往来や各種ミッションの派遣・受入、また、官民にまたがる経済フォーラムの実施等を通じた我が国と中東諸国の幅広い関係構築、協力関係の強化、さらに経済関係条約等の枠組み造りを行っていくこと、先方が特に高い期待を有し、我が国の得意とする科学技術の振興、教育、人造りの分野で具体的な協力を進めることはより重層的な関係を構築する上で有効である。

(施策の効率性)

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往訪の際に各種の会談や講演会を組み合わせることで、スケジュールの合理化に努めた。また、今般の中東地域での政情不安に際しては、当事者に冷静な対処を呼びかける等の外務大臣談話等を効率的に発信した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標（特に小目標）の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。ODAによる支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

(3) アフガニスタンについては、厳しい治安情勢の中、支援を実施することは容易ではないが、重要性が特に高い施策に資源を投入するように努めた。具体的には、平成 22 年度当初予算において 78.45 億円を実施済みであり、また平成 22 年度第二次補正予算において①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②再統合支援、③持続的・自立的発展のための支援を柱として、約 507 億円を拠出した。

(4) イランの核問題については、重層的な対話を基盤とした良好な関係を維持しつつ、ハイレベルからの働きかけを行うことが効率的であり、これまで、政治、軍縮、人権、領事等の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきている。

2 「中東諸国との関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、既存の事業の見直し（具体的には下記のとおり。）の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【既存事業の見直し例】

- ・イスラエル・パレスチナ合同青年招へいの招へい人数を8人から6人に削減
- ・日アラブ女性交流開催頻度の削減（派遣・招聘事業を同一年度内に開催していたところ、各年で派遣と招へいを交互に実施）
- ・イスラム世界との文明間対話セミナーを従来型事業としては平成21年度限りとし、また、日アラブ対話フォーラムも平成20年度限りとして見直し

（反映の方向性）

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

（1）チュニジア、エジプトに端を発した民衆運動は、中東情勢が大きく動く歴史的変革期に入っていることを示す。これを我が国のみならず、世界の安定と発展のために導いていくためには、各国政府による政治、経済、社会改革が不可欠である。現在各国政府が進める改革努力を注視しつつ、改革のための支援を国際社会と協力して実施していく考え。また、リビアを始めとする戦闘、騒乱が発生している国への対応においては、国連、G8を含め、国際社会と連携していく。

（2）中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が必要である。両当事者の交渉再開に向け国際社会とともに環境作りを行うとともに、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける考え。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、支援を継続する。

（3）イラクの安定と復興のため効果的な支援を実施し、二国間の経済・ビジネス関係を強化していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

（4）アフガニスタンの安定と復興のため、平成21年11月に発表した対アフガニスタン支援策に基づき、支援を実施していく。

（5）イランの核問題の解決に向けたEU3+3とイランの協議の再開及び双方の信頼醸成に向け、イランとの良好な関係を活用し、独自の働きかけを継続していく。

2 「中東諸国との関係の強化」について

（1）対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な観点から、事業のあり方を随時見直しつつ継続していく必要がある。特に、平成22年度は、中東地域の重要性が高まる一方、同地域における政変、我が国の震災により、実施が見送られた事業もあり、今後はより一層積極的に取り組む必要がある。

（2）経済関係条約は引き続き早期の締結に努めるとともに、我が国の進める経済外交の観点から、合同委員会やフォーラム等の枠組み等を活用し、経済関係強化の支援や人造り協力を継続していく。また、震災を受けての防災や原子力安全面の協力における我が国の知見・技術の共有、中東地域の平和的な民主的体制への移行への後押しも今後の関係強化において重要な視点となる。

【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果 等】

（施策の目標）

中東地域の平和と安定，経済的発展に貢献すること，及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。

（目標の達成状況）

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

評価の切り口1：中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

平成 22 年 4 月にリーベルマン・イスラエル副首相兼外相を我が国へ招へいし，鳩山総理大臣（当時）との会談を実現した。会談では，間接交渉で成果を積み上げ，直接交渉を早期に再開することが重要であるとする我が国の立場を伝えた。また同年 11 月にはファイヤード・パレスチナ自治政府首相の訪日を実現させ，菅総理大臣（当時）との会談を行った。本招へいと同時に「中東和平についての我が国の立場」を表明した。我が国要人の往訪面では，平成 22 年 8 月，武正外務副大臣（当時）がイスラエル・パレスチナ・ヨルダンを訪問し，中東和平に影響力を有する各国・地域の指導者に働きかけを行った他，飯村政府代表（中東和平担当特使）を頻繁に現地に派遣し，政府としてハイレベルでの働きかけを行った。

対パレスチナ支援としては，平成 22 年 7 月には，パレスチナ国家建設支援のための日・パレスチナ・ハイレベル協議を行い，①中小企業支援，②農業，③観光，④地方自治，⑤財政健全化，⑥上下水道の整備，⑦母子保健の 7 分野での協力を注力していくことを決定した。「平和と繁栄の回廊」構想において，平成 22 年 10 月に，野菜市場・農産物団地間の道路事業が完工し，土地造成事業が開始された。また，パレスチナ自治政府の財政支援の観点から，同年 10 月に 15 億円，12 月に 10 億円のノンプロジェクト無償資金協力を実施した。

評価の切り口2：イラクの復興に向けた我が国の貢献

（1）政治プロセス，治安，復興における我が国の貢献

我が国は，50 億ドルの ODA，67 億ドルの債務救済，国民融和促進（セミナー開催），監視団の派遣をはじめとする選挙支援，経済・ビジネス関係の強化（第 1 回イラク経済ミッションの派遣）等，積極的な取組を着実に実施してきた。

（2）二国間関係の強化の状況

アルハッサン・ズィカール県知事が訪日し，我が国からは大畠経済産業大臣（当時）が訪問する等，二国間関係強化に向け積極的に取り組んだ。

評価の切り口3：アフガニスタンの復興に向けた我が国の貢献

平成 21 年 11 月に発表した，同年から概ね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策については，これまで「アフガニスタン自身の治安能力の向上のための支援」に約 3.5 億ドル，「元タリバーン末端兵士の再統合支援のための支援」に約 1.5 億ドル，アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援に約 4.9 億ドルの計約 10 億ドルの支援を着実に実施してきている。また，平成 22 年度補正予算では対アフガニスタン支援として総額約 506 億円を確保した。さらに，同年 9 月に行われたアフガニスタン下院議会選挙には我が国から選挙監視団を派遣した。

（参考：「アフガニスタンに対する日本の支援パッケージの実施状況」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/afghanistan/the_kabul_conference1007/shien.html

評価の切り口4：イランの核問題の平和・外交的解決に向けた我が国の取組

イランとの良好な関係を基盤とした働きかけとして、日・イラン外相会談を始めとし、イラン要人との会談の機会を捉え、イランの核問題に対する国際社会の懸念を伝達し、イランによる懸念払拭のための前向きな取組を促してきた（平成18（2006）年以降の外相会談は21回に及ぶ（直接会談9回、電話会談12回））。また、政治、軍縮、人権、領事の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきており、これらの対話を通じてイランに対して働きかけを行ってきた。

2 「中東諸国との関係の強化」について

評価の切り口1：中東・イスラム諸国との交流・対話の深化

平成22年10月に中東和平青年招へい、7月に日アラブ女性交流（招へい）、12月に第2回日本・アラブ経済フォーラム、平成23年3月にイスラム世界との未来への対話セミナーをそれぞれ実施した。これらの取組を通じ、官民を問わず我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話、さらには経済界間の関係を深めることができた。

評価の切り口2：中東情勢に関する我が国の立場に関する広報

中東情勢に関する大臣談話等を適時に発出するとともに、その内容をホームページ等を通じ積極的に発信し、我が国のメッセージを積極的に伝えた。また、中東アフリカ局長による記者懇談や、記者ブリーフ等により、我が国の中東政策に関して説明を行った。特に平成22年度は、中東・北アフリカ情勢の大きな変動が始まった時期であったが、目まぐるしく展開する情勢に合わせ、逐次我が国の立場の表明・広報を行った。

評価の切り口3：産油国（特にGCC）を含む中東諸国との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

（1）平成22年11月にサウジアラビアとの間で租税条約に署名した他、同月、クウェートとの間の投資協定に関して基本合意に達する等、経済条約交渉に一定の進展が見られた。また、平成22年9月に日・カタール合同委員会を東京で開催する等、投資・エネルギー分野における、中東諸国との関係強化を進めることができた。

（2）初等教育分野での協力（アラブ首長国連邦（UAE）及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入）、GCC各国の教育関係者の本邦招へい・研修、留学生受入（サウジアラビア及びカタール）、青年交流（サウジアラビア）等を実施し、中東各国との関係強化に役立てた。

（3）9月、日ヨルダン原子力協定に署名した。また、トルコでの大型経済案件について、様々な協議を行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	I-5-1 ①第176回国会所信表明演説 ②第177回国会施政方針演説	①平成22年10月1日 ②平成23年1月24日	①「また、アフガニスタン・パキスタン支援、イランの核問題・・・国際社会が直面する課題へも日米が協力して対処することで一致をいたしました。」 ②「環境問題、保健・教育分野での・・・、包括的な中東和平、テロ対策やPKOを含む平和維持、平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」

I-5-2 特に言及なし。		
------------------	--	--

(注) 外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）